

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）

改正後（令和5年10月）

森林土木工事標準歩掛

令和5年4月

宮崎県環境森林部

森林土木工事標準歩掛

令和5年10月

宮崎県環境森林部

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）

改正後（令和5年10月）

1 積算書の構成

【略】

2 工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

1 請負工事費の積算

(1) 直接工事費 【略】

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

【略】

(ア) 工種区分

共通仮設費は、表4-1に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

a 【略】

b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは下記(イ)のaに定める対象額の大きい方の工種区分をいう。ただし、対象額に差が無い場合は、直接工事費の額で判断する。

表4-1 工種区分

工種区分	工 種 内 容
河 川 工 事 P C 橋 工 事	【略】
橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等は除く。）
舗 装 工 事 公 園 工 事	【略】

備考 【略】

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表4-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費 = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (kr) + 積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a)~(c) 【略】

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ア 【略】

イ 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は、表4-5第1表~第4表による。

b 【略】

1 積算書の構成

【略】

2 工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

1 請負工事費の積算

(1) 直接工事費 【略】

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

【略】

(ア) 工種区分

共通仮設費は、表4-1に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

a 【略】

b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

ただし、判断しがたい場合は、直接工事費で判断 してもよいものとする。

表4-1 工種区分

工種区分	工 種 内 容
河 川 工 事 P C 橋 工 事	【略】
橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く。）
舗 装 工 事 公 園 工 事	【略】

備考 【略】

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表4-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費 = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (kr) + 積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a)~(c) 【略】

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ア 【略】

イ 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は、表4-5第1表~第4表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(kr)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

b 【略】

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）

改正後（令和5年10月）

(ウ) 運搬費  
 a、b 【略】  
 c 積算方法  
 (a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬  
 1)、2) 【略】  
 表4-7 【略】  
 表4-8 建設機械運搬方法

(ウ) 運搬費  
 a、b 【略】  
 c 積算方法  
 (a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬  
 1)、2) 【略】  
 表4-7 【略】  
 表4-8 建設機械運搬方法

機械名	規格	自走		車載		備考
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱ w・Ⅲw・Ⅳw型用			R	37.90	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00	

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱ w・Ⅲw・Ⅳw型用	R	37.90	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>	R	22.00	

備考 【略】

備考 【略】

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）	改正後（令和5年10月）																																																														
<p>(b)、(c) 【略】                      (d) 重建設機械分解・組立て                      (1) 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。                      表4-12 適用建設機械</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機械区分</th> <th style="width: 80%;">適用建設機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ ↳ 地盤改良機械</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>トンネル用機械</td> <td>自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ  機械質量 20 t 以上～60 t 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) 【略】                      (e) 【略】</p> <p>(ク) 営繕費                      a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。                      (a)～(c) 【略】                      (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。                      (e)～(h) 【略】                      b 【略】</p>	機械区分	適用建設機械	ブルドーザ ↳ 地盤改良機械	【略】	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ  機械質量 20 t 以上～60 t 以下	<p>(b)、(c) 【略】                      (d) 重建設機械分解・組立て                      (1) 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。                      表4-12 適用建設機械</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機械区分</th> <th style="width: 80%;">適用建設機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ ↳ 地盤改良機械</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>トンネル用機械</td> <td>自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ <u>コンクリート吹付機</u> 機械質量 20 t 以上～60 t 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) 【略】                      (e) 【略】                      (f) 単価表                      (1) 重建設機械分解組立輸送1回当たり単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border: 1px solid red;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4-14</td> </tr> <tr> <td>分解組立用クレーン</td> <td></td> <td>日(h)</td> <td></td> <td>表4-13、表4-14</td> </tr> <tr> <td>運 搬 費 等</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表4-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 重建設機械分解組立1回当たり単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border: 1px solid red;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4-14</td> </tr> <tr> <td>分解組立用クレーン</td> <td></td> <td>日(h)</td> <td></td> <td>表4-13、表4-14</td> </tr> <tr> <td>運 搬 費 等</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表4-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(キ) 【略】                      (ク) 営繕費                      a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。                      (a)～(c) 【略】                      (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、<u>施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等</u>、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。                      (e)～(h) 【略】                      b 【略】</p>	機械区分	適用建設機械	ブルドーザ ↳ 地盤改良機械	【略】	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ <u>コンクリート吹付機</u> 機械質量 20 t 以上～60 t 以下	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	特 殊 作 業 員		人		表4-14	分解組立用クレーン		日(h)		表4-13、表4-14	運 搬 費 等		式	1	表4-14	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	特 殊 作 業 員		人		表4-14	分解組立用クレーン		日(h)		表4-13、表4-14	運 搬 費 等		式	1	表4-14	計				
機械区分	適用建設機械																																																														
ブルドーザ ↳ 地盤改良機械	【略】																																																														
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ  機械質量 20 t 以上～60 t 以下																																																														
機械区分	適用建設機械																																																														
ブルドーザ ↳ 地盤改良機械	【略】																																																														
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ <u>コンクリート吹付機</u> 機械質量 20 t 以上～60 t 以下																																																														
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																											
特 殊 作 業 員		人		表4-14																																																											
分解組立用クレーン		日(h)		表4-13、表4-14																																																											
運 搬 費 等		式	1	表4-14																																																											
計																																																															
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																											
特 殊 作 業 員		人		表4-14																																																											
分解組立用クレーン		日(h)		表4-13、表4-14																																																											
運 搬 費 等		式	1	表4-14																																																											
計																																																															

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）

改正後（令和5年10月）

- (ケ) 安全費
  - a 【略】
  - b 積算方法
    - (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記項目とする。
      - (1)～(6) 【略】
      - (7) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）
      - (8)～(11) 【略】
    - (b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。
      - (1)～(6) 【略】
      - (7) 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
      - (8)、(9) 【略】

- (ケ) 安全費
  - a 【略】
  - b 積算方法
    - (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記項目とする。
      - (1)～(6) 【略】
      - (7) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）
      - (8)～(11) 【略】
    - (b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。
      - (1)～(6) 【略】
      - (7) 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
      - (8)、(9) 【略】

(3)、(4) 【略】

(3)、(4) 【略】

2 【略】

2 【略】

3 数値基準

3 数値基準

【略】

【略】

4 県独自の歩掛

4 県独自の歩掛

(1)～(18) 【略】

(1)～(18) 【略】

(19) 校倉式木製土留工（φ90） (構造物体積10.0m3当たり)

(19) 校倉式木製土留工（φ90） (構造物体積10.0m3当たり)

名称	単位	W=0.7m、1.0m、1.2m、1.5m							
		BH0.20m3		BH0.35m3		BH0.60m3		人力	
		栗石	土砂	栗石	土砂	栗石	土砂	栗石	土砂
土木一般世話役	人	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43
普通作業員	人	3.53	2.68	3.53	2.68	3.53	2.68	5.84	4.84
BH運転(損料)	h	4.04	3.43	2.31	1.96	1.35	1.14	—	—
軽油	L	25.00	22.00	21.00	18.00	22.00	18.00	—	—
運転手(特殊)	人	0.65	0.55	0.37	0.31	0.22	0.18	—	—
タンバ運転(賃料)	日	—	0.32	—	0.32	—	0.32	—	0.32
ガソリン	L	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00
特殊作業員	人	—	0.23	—	0.23	—	0.23	—	0.23

名称	単位	W=0.7m、1.0m、1.2m、1.5m							
		BH0.20m3		BH0.35m3		BH0.60m3		人力	
		栗石	土砂	栗石	土砂	栗石	土砂	栗石	土砂
土木一般世話役	人	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43
普通作業員	人	3.53	2.68	3.53	2.68	3.53	2.68	5.84	4.84
BH運転(損料)	h	4.04	3.43	2.31	1.96	1.35	1.14	—	—
軽油	L	24.00	20.00	20.00	17.00	20.00	17.00	—	—
運転手(特殊)	人	0.65	0.55	0.37	0.31	0.22	0.18	—	—
タンバ運転(賃料)	日	—	0.32	—	0.32	—	0.32	—	0.32
ガソリン	L	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00
特殊作業員	人	—	0.23	—	0.23	—	0.23	—	0.23

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）

(20) 校倉式木製ダム工等(φ120)

① 【略】

② 詰石

(構造物体積1.0m3当たり)

名称	単位	数量		
		BH0.20m3	BH0.35m3	BH0.60m3
普通作業員	人	0.14	0.14	0.14
バックホウ運転(損料)	h	0.39	0.22	0.13
軽油	L	2.50	2.00	2.10
運転手(特殊)	人	0.06	0.04	0.02
割栗石15~20cm	m3	0.87	0.87	0.87

(21) 【略】

(22) 機械埋戻(溪間工)

(100.0m3当たり)

名称	単位	数量			
		山地治山A		山地治山B	
		BH0.35m3	BH0.60m3	BH0.35m3	BH0.60m3
運転手(特殊)	人	0.91	0.56	0.83	0.50
軽油	L	56.00	56.00	52.00	50.00
バックホウ損料	供用日	1.38	0.81	1.27	0.73
山林砂防工	人	7.00	7.00	—	—
普通作業員	人	—	—	7.00	7.00
タンパ賃料	日	4.14	4.14	4.14	4.14
ガソリン	L	14.00	14.00	14.00	14.00
特殊作業員	人	3.00	3.00	3.00	3.00
山林砂防工	人	3.00	3.00	—	—
普通作業員	人	—	—	3.00	3.00

(23)~(30) 【略】

改正後（令和5年10月）

(20) 校倉式木製ダム工等(φ120)

① 【略】

② 詰石

(構造物体積1.0m3当たり)

名称	単位	数量		
		BH0.20m3	BH0.35m3	BH0.60m3
普通作業員	人	0.14	0.14	0.14
バックホウ運転(損料)	h	0.39	0.22	0.13
軽油	L	2.30	1.90	2.00
運転手(特殊)	人	0.06	0.04	0.02
割栗石15~20cm	m3	0.87	0.87	0.87

(21) 【略】

(22) 機械埋戻(溪間工)

(100.0m3当たり)

名称	単位	数量			
		山地治山A		山地治山B	
		BH0.35m3	BH0.60m3	BH0.35m3	BH0.60m3
運転手(特殊)	人	1.04	0.64	0.96	0.57
軽油	L	65.00	64.00	60.00	57.00
バックホウ損料	供用日	1.58	0.93	1.46	0.84
山林砂防工	人	7.00	7.00	—	—
普通作業員	人	—	—	7.00	7.00
タンパ賃料	日	4.14	4.14	4.14	4.14
ガソリン	L	14.00	14.00	14.00	14.00
特殊作業員	人	3.00	3.00	3.00	3.00
山林砂防工	人	3.00	3.00	—	—
普通作業員	人	—	—	3.00	3.00

(23)~(30) 【略】

森林土木工事標準歩掛 新旧対照表

改正前（令和5年4月）

改正後（令和5年10月）

【新設】

(31) キャットウォーク

(18.0掛 m<sup>2</sup>当たり)

名 称	形状・寸法	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	0.10	※
と び 工		人	0.40	※
普通作業員		人	0.40	※
諸 経 費 ※		%	21.00	

(32) 水平打継面処理工（治山ダム）

(100.0m<sup>3</sup>当たり)

名 称	形状・寸法	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	0.04	※ 鉄筋加工
鉄 筋 工		人	0.18	※ 鉄筋加工
普通作業員		人	0.12	※ 鉄筋加工
諸 経 費 ※		%	2.00	鉄筋加工
異 形 棒 鋼	SD345 D16	ton	0.20	
土木一般世話役		人	0.13	鉄筋建込み
普通作業員		人	0.54	鉄筋建込み